

北海道高等学校体育連盟剣道専門部申し合せ事項

下記の事項は、公式試合における高体連剣道専門部としての統一的な事項である。
特に全道大会においては、これを厳守することとする。

1 選手心得

- (1) 選手は気品のある態度で全力をあげて試合をする。
- (2) 選手の服装・竹刀・剣道具は、その安全性と公平性が保たれていること。規格外のものを使用したり、華美な装飾や細工等を施さないようにする。竹刀の長さは、117センチメートル以下とする。竹刀の重さは、男子 480 グラム以上、女子 420 グラム以上とする。先革の長さは、5センチメートル以上とする。先革先端部最小直径（対辺直径）は、男子 26 ミリメートル以上、女子は 25 ミリメートル以上とする。ちくとう部直径（竹刀先端部より 8センチメートルのちくとう対角最小直径）は男子 21 ミリメートル以上、女子 20 ミリメートル以上とする。また、竹刀は先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなるものとする。
- (3) 選手の服装は、紺（黒）または白の剣道着・袴とする。なお、刺繍等により華美にならないこと。
- (4) 試合者の目印に校名などを大きく目立つように入れてはいけない。目印を着ける時は折り返した二枚の長さが揃うように着ける。
- (5) 貴重品の保管には十分留意する。
- (6) 滑り止めのための雑巾等は使用しない。

2 監督心得

- (1) 監督の服装は背広（スーツ）・ネクタイ、または剣道着・袴とする。
- (2) 試合場に入れる者は、監督・選手・補欠及びマネージャーで、他の者の入場は厳禁する。

3 規則の運用及び大会運営について

- (1) 試合はすべて一刀（一本の竹刀）にて行うものとする。二刀にての試合は認めない。
- (2) 鏝競り合いについて
 - (イ) 試合者は、正しい鏝競り合いの攻防から 10 秒以内に技を出すか、または、相互に間合いを切って鏝競り合いを解消しなければならない。
正しい鏝競り合いとして以下に示す内容を審判の判定基準とし、この基準からはずれる場合は不当な鏝競り合いの反則とする。
 - ① 手元が上がった拳競り合いにならないようにし、手元を下げて相互に鏝元と鏝元を合わせて竹刀を交差させる。（このことを試合者同士が相互に努力して行うことを前提とする。）
 - ② 鏝元で竹刀の表鐔を交差させる（竹刀は右傾前方に傾ける。）
 - ③ 瞬間的に裏交差はあり得るが、直後に表鐔側での交差に直さなければならない。（先に裏交差した者や右拳を体の中心より左側において鏝競り合いをする者は反則の対象となる。）

- ④ 鰐競り合いは、相互に鰐元で圧力をかけ合っている状態とする。（相手の力を故意に吸収して体を密着させる行為は反則の対象となる。）
- ⑤ 鰐競り合いを解消する場合は、右足前の中段の構えを基準として明らかに剣先が触れない位置まで呼吸を合わせて潔く間合いを切ることにする。
- (ロ) 審判員は、不当な鰐競り合いの「反則」を厳密に見極めるとともに、正しい鰐競り合いの攻防が10秒程度続いた場合、時間空費の「反則」または「分かれ」を見極める。（ただし、安易に「分かれ」をかけない。）
- (ハ) 運用の詳細については、別紙「鰐競り合い改善の補足事項（平成22年5月3日決定）」による。
- (3) 不正用具を使用した時の罰則は試合規則17条・19条の通りであるが、個人戦と団体戦を含めて行う大会においては、両方に適用する。
 - (イ) 団体戦・個人戦における不正用具使用者は、以後の試合に出場できない。団体トーナメント戦における補欠の出場は別に定めのないかぎり認める。
 - (ロ) リーグ戦にあっては、不正用具使用者の総ての試合を負けとし、補欠の出場は認めない。
- (4) 団体戦において、補欠と交代した選手の再出場は認めない。（大会が2日以上の場合は全期間にわたって適用する。）但し、全道新人大会においてはこの限りではない。
- (5) 個人戦の時、関係のあるチームの生徒が出たときは審判員を交代する。
- (6) 予選リーグにおける引き分けの際は、その都度勝負を決定せずにそのリーグ終了後下記の順で決勝トーナメント進出校を決め、または代表戦を行う。
 - (イ) チームの勝ち点による。（勝ち3点、引き分け1点、負け0点）
 - (ロ) 勝者数による
 - (ハ) 総本数による
- (二) 上記（イ）～（ハ）まででチームの順位が決定しない場合は、代表者戦によるリーグ順位決定戦を行う。代表者戦は一本勝負とするが、3校が同数の場合は三本勝負とする。
 - ① 代表者戦の対戦順は予選リーグ時の対戦順とする。
 - ② 代表選手は選手の安全面等に配慮し、代表者戦ごと変更することを可とする。
 - ③ 審判は予選リーグ戦時における当該の審判が行う。
- (7) 代表者戦の選手は、高体連全道大会では当該の試合に出場した先鋒から大将までの5人の選手から選出し（すでに補欠と変更された選手は出場できない）、全道新人大会では予選リーグでは大会登録している選手から選出し、決勝トーナメントは当該の試合に出場した先鋒から大将までの5人の選手から選出する。礼法については代表者戦1巡目のみ団体戦の5人が整列して行う。2巡目に入った場合は、代表選手のための礼とする。
- (8) 団体試合・トーナメント戦において、チームの勝敗が決定した後の試合は延長戦を行わない。
- (9) 「分かれ」について
 - ① 「不当な鰐競り合いでもなく」、② 「時間空費でもなく」、時間が経過しこう着状態が続く場合にかかるものとする。
- (10) 延長戦について
 - (イ) 全道大会の個人戦において、試合時間内で勝敗が決しない場合は勝敗の決するまで延長戦を行う。ただし、延長戦の試合時間は勝敗が決するまで継続する。

(ロ) 高体連全道大会の団体戦においては、代表者戦以外の延長戦は、試合時間 2 分 1 回とし、勝敗の決しない場合は引き分けとする。(勝敗が決した以後の試合の延長は行わず引き分けとする。) また、代表者戦に限り延長戦の試合時間は勝敗が決するまで継続する。

(ハ) 全道新人大会の団体戦においては、勝敗の決しない場合は引き分けとする。ただし、代表者戦では試合時間内で勝敗が決しない場合は勝敗の決するまで延長戦を行う。この場合の延長戦は勝敗が決するまで試合時間は継続する。

付記：(1) 勝敗が決するまで延長戦を継続する場合、主審は試合者の疲労度等を観察し、休息等の措置が必要と判断したら、「止め」を宣告し、深呼吸等の措置をとることができるものとする。

(2) 各支部の大会における「延長戦の試合時間」については全道大会に準ずる。

(11) 反則の宣告の仕方について

合議により反則をとった場合は、反則名を通告してから反則の宣告をする。

(反則名の通告例一覧)

規則第 17 条 (諸禁止行為)

反 則	反則名の通告と反則の宣告
不正用具使用 [17 条-1 号]	「不正用具使用」反則負け
足掛け(足払い) [17 条-2 号]	「足掛け(足払い)」反則〇回
不当な押し出し(突き出し) [17 条-3 号]	「押し出し(突き出し)」反則〇回
場 外 [17 条-4 号]	原則として省略(合議した場合は「場外」反則〇回)
竹刀落とし [17 条-5 号]	原則として省略(合議した場合は「竹刀落とし」反則〇回)
不当な中止要請 [17 条-6 号]	「不当な中止要請」反則〇回
17 条-7 号のその他の禁止行為 [17 条-7 号]	「反則の内容を表す言葉を添える」反則〇回 例：「敵対行為をしなかった」反則〇回
故意による時間空費 [細則 16 条-6 号]	「時間空費」反則〇回
不当な鏝競り合い及び打突 [細則 16 条-7 号]	原則として省略(合議した場合は「不当な鏝競り合い」反則〇回)
鏝競り合いの解消 [申し合わせ事項]	「公正を害する行為」反則〇回

(12) オーダーミスがあった場合は下記のように措置する。

① 試合開始前に発覚した場合は正規のオーダーに改めさせ、特に罰則は与えない。

② 試合中あるいは試合後発覚した場合は次のように措置する。

(その試合場の審判主任へ申し出る)

*例えば、先鋒と次鋒のオーダーミスの場合

ア 先鋒、次鋒とも相手に 2 本を与え負けとする。

イ 先鋒、次鋒とも既得本数は認めない。

なお、「試合後の発覚」とはそのチームは大將戦が終了し、団体の礼が終わるまでに発覚した場合をいう。試合後の勝敗は、団体の礼をもって「成立」とし、それ以後の申し立てはできない。

③ 上記②は、トーナメント戦、リーグ戦ともに当該試合のみ適用する。

- ④ オーダーミスにあったチームがトーナメント戦において勝ちあがった場合またはリーグ戦における以後の試合は、オーダーミスのあった選手の出場を認める。

(13) 会場の都合で各種旗（校旗、部旗、それに類するもの）の掲揚はしない。

4 事故処理

選手が負傷した場合は、医師の判断により、試合継続の可否を決定する。

但し、医師不在の場合は監督の意見を聞いた上、審判主任と審判員の4名が審判長の了解を得て、試合継続の可否を決定する。その場合、原則として5分以内で結論を出す。

5 試合放棄に対する措置について

高体連全道大会、北海道高等学校新人剣道大会において試合放棄が行われた場合、原則として以下の措置をとる。

試合放棄とは事故や負傷などによる棄権ではなく、運営や判定に対する不満により、試合を一方的に放棄した場合をいう。

(1) 試合放棄の事実確認及び事情聴取

審判長または審判主任は、監督及び選手に対して試合放棄の事実を直接確認し、その事情聴取にあたる。

(2) 競技上の取り扱い

剣道試合・審判規則第31条（棄権）、細則28条にのっとり以下の通り処理する。

① 試合を放棄した者は負けとし、その後試合に出場することができない。

② 個人戦においては、相手に2本を与えて負けとする。既得本数は認めない。

③ 団体戦においては、相手チームに5勝10本を与えて負けとし、既得本数は認めない。

（リーグ戦においてはそのリーグ総ての試合を、相手チームに5勝10本を与えて負けとし、既得本数、既得権は認めない）

補足：団体戦においては、チームとして試合放棄した場合とチーム内の1選手が試合放棄した場合があり得るが、ともに上記③のとおり処置する。

(3) 試合放棄した個人又は団体（監督も含め）に対する事後の指導措置

北海道高体連剣道専門部長は、副部長・委員長と協議し当該者に対し指導を講ずる。その結果を全道専門委員会に報告する。

付記：各支部の大会における試合放棄は、各支部専門部に一任する。その結果を全道高体連剣道専門部長に報告する。

平成 8 年 5 月 14 日 全文改訂

平成 20 年 5 月 3 日 一部改正

平成 22 年 5 月 6 日 一部改正

平成 24 年 1 月 15 日 一部改正

平成 28 年 6 月 1 日 一部改正

平成 30 年 5 月 7 日 一部改正

令和 2 年 1 月 13 日 一部改正